による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第八の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　第九条第一項の様式第一による申請書、同項第一号に掲げる定款及び同項第二号から第六号までに掲げる添付書類

二　第十条の四において準用する第九条第一項の様式第一の二による申請書、同項第一号に掲げる定款及び同項第二号から第六号までに掲げる添付書類

三　第十一条第一項の様式第二による申請書及び業務規程

四　第十一条第三項の様式第三による申請書

五　第十三条の様式第四による届出書

六　第十八条の三の様式第一による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類

七　第十八条の七において準用する第十八条の三の様式第一の二による申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類

八　第十八条の八第一項の様式第二による申請書及び業務規程

九　第十八条の八第三項の様式第三による申請書

十　第十八条の十一の様式第四による届出書

2　前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二　日本工業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

3　押印をすることとされている書類について、第一項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印のある様式第八の電磁的記録媒体提出票を提出することをもって、押印は不要とする。

［削る］

［削る］

第九条の申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類	様式第九
第十条の四において準用する第九条の申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類	様式第九の二
第十一条第一項の申請書及び業務規程	様式第十
第十一条第三項の申請書	様式第十一
第十三条の届出書	様式第十二
第十八条の三の申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類	様式第十三
第十八条の七において準用する第十八条の三の申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類	様式第十四
第十八条の八第一項の申請書及び業務規程	様式第十五
第十八条の八第三項の申請書	様式第十六
第十八条の十一の届出書	様式第十七

（フレキシブルディスクの構造）

第二十一条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第二十二条　第二十条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第二十条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。